|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【様式2-1　食・アナ】表 | | | | | | | | | | |
| 園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー） | | | | | | | | | | |
| * この生活管理指導表は園での生活において特別な配慮や管理が必要になった子どもに限って、医師が作成するものです。 | | | | | | | | | | |
| 名前 | | 男 ・ 女 | | 年　　　月　　　日生 | | | 歳　　　ケ月 | | 組 | |
| **食物アレルギー（　あり　　・　　なし　）　　　アナフィラキシー既往（　あり　　・　　なし　）** | | | | | | | | | | |
| 病型・治療 | | | | | | 園での生活上の留意点 | | | | |
| Ａ．食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）  　１．　食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎  　２．　即時型  　３．　その他（乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群  　　　　　　　　　食物依存性運動誘発アナフィラキシー、その他：　　　　　　　　　　　） | | | | | | Ａ．給食・離乳食  (管理内容は、病型・治療のＣ、下記Ｃ,Ｅを参照)  １．管理不要　　２．管理必要 | | | | |
| Ｂ．食物・食材を扱う活動  １．管理不要  ２．原因食材を教材とする活動の制限（　　 　　　）  ３．調理活動時の制限　（　　　　　　　　 　　 　　　）  ４．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　） | | | | |
| Ｂ．アナフィラキシー病型（ｱﾅﾌｨﾗｷｼｰ既往有の場合のみ記載）  　１．　食物（原因：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）   1. その他（医薬品　・　食物依存性運動誘発アナフィラキシー   ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛　）  該当する全ての番号に○を記入ください(除去根拠番号)  １　明らかな症状の既往 ２　食物負荷試験結果  ３　ＩｇＥ抗体等検査結果　　４ 未摂取 | | | | | | Ｃ．アレルギー用調整粉乳  １．不要  ２．必要　下記該当ミルクに○、又は（　　）内に記入  　　ミルフィーHP　・　ニューＭＡ‐１　・　ＭＡ‐ｍｉ、　ペプディエット  エレメンタルフォーミュラ、その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  2回目は、年度内に新たに除去食物が追加される場合のみ記入 | | | | |
| Ｃ．除去食物　該当する食品に○をし  除去根拠欄の該当番号にも○を記入 | | | Ｄ．摂取不可のものに○を記入 | | | 除去根拠　欄 | | | |  |
| 年　 月　　日 | | 年　 月　　日 | | 園側　使用欄 |
| 医師名 | | 医師名 | |
| １ | 鶏卵 | |  | | 注意喚起表示 | １２３４ | | １２３４ | |  |
| ２ | 牛乳・乳製品 | | 乳糖 | | 注意喚起表示 | １２３４ | | １２３４ | |  |
| ３ | 小麦 | | 麦茶 | | 注意喚起表示 | １２３４ | | １２３４ | |  |
| ４ | ソバ | |  | | 注意喚起表示 | １２３４ | | １２３４ | |  |
| ５ | ピーナッツ | |  | | 注意喚起表示 | １２３４ | | １２３４ | |  |
| ６ | 大豆 | | 大豆油 | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| ７ | ゴマ | | ゴマ油 | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| ８ | （種実類）　クルミ　・　アーモンド | |  | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| ９ | （甲殻類）　　エビ　・　カニ | |  | | 注意喚起表示 | １２３４ | | １２３４ | |  |
| １０ | （軟体類・貝類）　イカ　・　貝柱　・　タコ | |  | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| １１ | (魚卵)　タラコ　・ | |  | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| １２ | （魚類）サケ　・ サワラ　・　サバ　・　タイ　・　ブリ | | かつおだしいりこだし | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| １３ | （肉類）　鶏肉　・　牛肉　・　豚肉 | | エキス | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| １４ | （果物類）キウイ・バナナ・りんご・メロン | |  | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| １５ | 味噌　・　醤油　・　酢 | |  | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| １６ | その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | |  | |  | １２３４ | | １２３４ | |  |
| Ｄ．緊急時に備えた処方薬  １．　内服薬（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　２．　ｱﾄﾞﾚﾅﾘﾝ自己注射「エピペン0.15mg」  　　　　【体重　　　　　　　　　kg】  　３．　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | E．特記事項（その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談の上記載。対応内容は園が保護者と相談上決定）  園は保護者署名のあるものを  嘱託医へ情報共有してください。 | | | | | |
| 医師名 | | | | | 医療機関名 | | | | | |
| **★（園側受理日）　1回目　　　年　　月　　日　2回目　　　年　　月　　日** | | | | | | | | | | |

園が記入し、保護者へ渡してください。

**情報提供先保育所等名**

**嘱託医　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿**

保育所等における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意します。　　　　　　年　　　月　　　日　保護者氏名

2022.6てい

【様式2-1　食・アナ】表

【様式2-1　食・アナ】裏

２．牛乳・乳製品：　**乳糖**

乳糖は、牛乳中に存在するガラクトースとグルコースが結合した二糖類である。稀に、牛乳アレルギー

患者でアレルギー症状を起こすことがある。乳糖は牛乳を原材料として作られているため、乳糖１g中に

微量の牛乳タンパク質が混じっている。乳糖はアレルギー物質表示制度では表示義務になっている「乳」に含まれる。「乳」の文字が含まれているため「乳」の代替表記として認められている。

３．小麦：　**麦茶**

麦茶は大麦の種子を煎じて作った飲み物であり、小麦と直接関係はない。しかし小麦アレルギーのなか

に麦類全般に除去指導されている場合があり、この場合に麦茶の除去が必要な場合がある。

６．大豆：　**大豆油・（醤油・味噌）**

大豆油に関して、そもそも食物アレルギーは原因食物の特定のタンパク質によって誘発されるものであり

油脂成分が原因とは基本的にはならない。大豆油中のタンパク質は、0g/100mlであり、除去する必要

はないことがほとんどである。

７．ゴマ：　**ゴマ油**

ゴマ油も大豆油と同様で除去する必要がないことが多い。しかし大豆油と違って精製度の低いゴマ油はゴマタンパクが混入している可能性があり、除去の対象となることがあり注意を要する。

１２．魚類：　**かつおだし・いりこだし**

魚類の出汁（だし）に含まれるタンパク質量は、かつおだしで0.5g/100ml、いりこだしで0.1g/100mlと極少量である。このためほとんどの魚類アレルギーは出汁を摂取することができる。

１３．肉類：　**エキス**

肉エキスとは肉から熱水で抽出された抽出液を濃縮したもので通常調味料として用いられる。一般的に加工食品に使用される量は非常に少量であるので、肉エキスは摂取できる。

※食品成分に関しては、「日本食品標準成分表2015年版（七訂）（文部科学省）」による。

１５．**味噌・醤油・酢**

・ 味噌は本来その生成過程で小麦は使用しないため、純粋な製品には小麦の表記はなく、小麦アレル

ギーでも使用できる。大豆タンパクに関しても醤油と同様に考えることができる。なお、味噌のタンパク

質含有量は9.7-12.5g/100gである。

・ 醤油は原材料に小麦が使用されているが、醤油が生成される発酵過程で小麦タンパクは完全に分

解される。このため基本的に小麦アレルギーであっても醤油を摂取することはできる。

・ 醤油における大豆タンパクも生成の発酵過程で、小麦タンパクと同じ様に分解が進む。醤油のタンパ

ク質含有量は7.7g/100mlであるが、調理に利用する量は少ないこともあり、重症な大豆アレルギー

でなければ醤油は利用出来ることが多い。

・ 酢は正確には食酢、このうちの醸造酢（米酢、大麦黒酢を除く）に小麦が使用されている可能性があ

る。単に酢だけでは小麦が含まれているか否かはわからない。ただ、酢に含まれるタンパク量は非常

に少なく(0.1g/100ml)、また一回摂取量も非常に少ないため、基本的には摂取することができる。

◎**注意喚起表示**（同じ工場やラインで製造している等）のあるもの　【加工食品（お菓子等）について】

注意喚起表示された製品については、微量で重篤な症状が出るような場合でなければ、摂取すること

ができる。